

## 特定非営利活動法人チャイルドケアセンター 理事の職務権限規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人チャイルドケアセンター(以下「この法人」という。)の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

### (理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を遂行する。

### (代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

### (副代表理事)

第5条 副代表理事の職務権限は次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

### (細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和3年2月26日から施行する。(令和3年2月26日理事会決議)